

環境都市像について

1 設定の目的

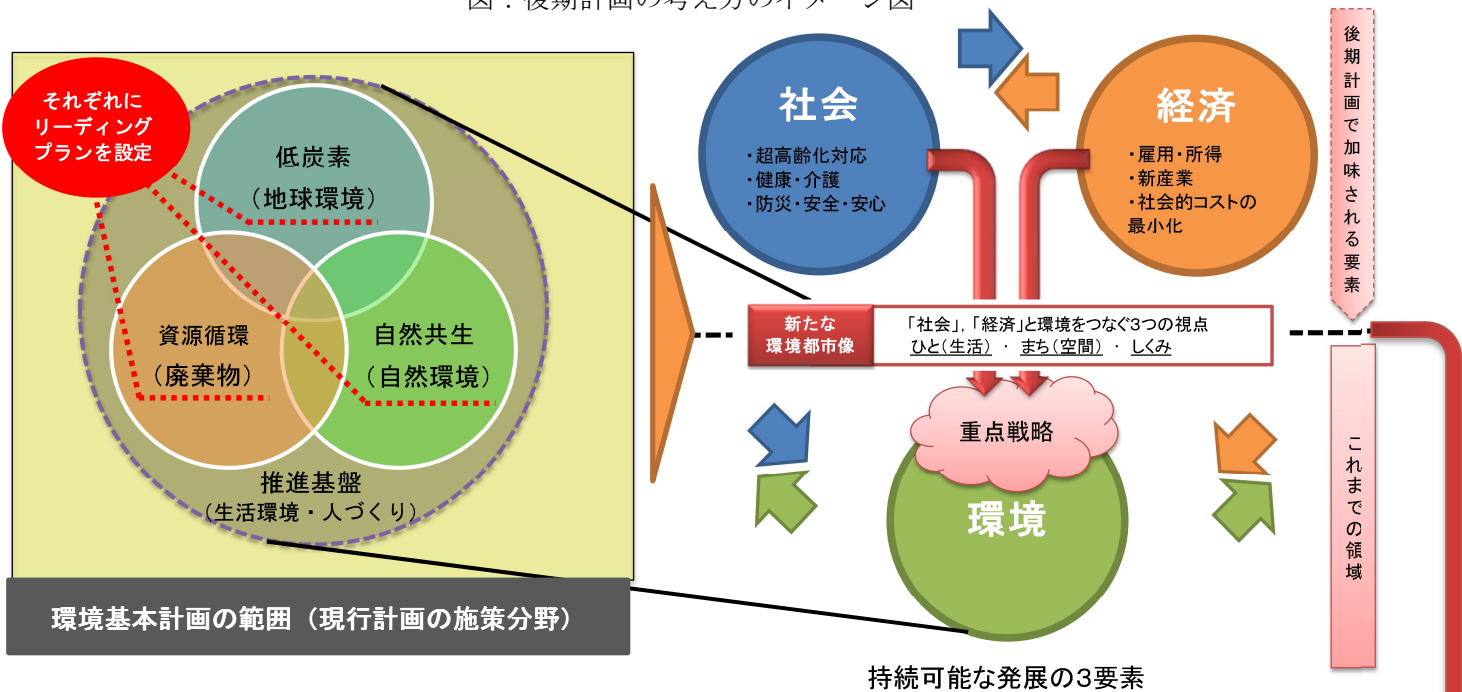
市民，事業者，市（行政）の三者が共通の認識を持って環境の創造・保全に取り組むため，環境基本計画の基本理念において掲げている「環境都市」の姿を明確に示すもの

【環境基本計画基本理念】
 ～ みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市 うつのみや～

2 環境都市像の考え方

- 都市の持続可能な発展において、「環境」領域は主要な要素の一つであり，これまでも“低炭素”をはじめとする各種施策を着実に進めてきたところであるが，今後，本市が直面する人口減少，少子・超高齢化の中で，市民が安全で安心して暮らせ，持続的に発展する「環境都市」を創造していくためには，従来の「環境」の視点に留まらず，これまで以上に「社会」・「経済」と連携し，分野横断的に取り組むことが求められる。
- これらを踏まえ，環境都市像は，これまでの環境行政の視点に加えて，持続可能な都市として環境行政に加味すべき要素を取り入れながら，まちがどの様に変っていくのかを具体的に示すものとする。

図：後期計画の考え方のイメージ図



ひと（生活）
 ⇒市民自らが環境活動に取り組むことで身近な生活環境がどの様になるのかを示す視点

まち（空間）
 ⇒拠点化・ネットワーク化が進むことで，どの様に環境配慮型の空間になるのかを示す視点

しくみ
 ⇒上記2点を底上げする新たな都市活動の仕組み，枠組みの視点

3 環境都市像の提示方法について（イメージ図の描き方）

（1）基本的な考え方

- ・ 環境審議会の中問答申（H27.3）における、「市民・事業者と共通のイメージを共有することが重要」との意見を踏まえ、身の回りの状況がどの様になっていくのかを示す。
- ・ その際は、従来の環境基本計画から見据えていた“21世紀半ば”までの状況を、平成26年度環境審議会に提案した環境都市像（[参考資料3](#)）を段階的に区分し、イメージ図を描く際の要素として活用する。

（2）段階的な区分の設定について ※詳細は[別紙2](#)参照

- ・ 「形成期」（後期計画期間終了時（～2020年度））、「進展期」、「成熟期」（2050年頃）の短・中・長期ごとに、環境都市像に記載されている内容を分類する。
- ・ “生活環境”や“人づくり”は、期間共通の重要な要素として位置付ける。
- ・ 段階的な区分の検討に当たっては、本市の長期的なまちづくりのビジョンである「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」や各行政分野における主要な計画等の考え方、国等の主要な施策の方針を踏まえ、“何がいつまでにどのような状態になっているのか”を整理し、その上でまちの状態をイメージ図として示す。
- ・ 段階的な区分のうち、“形成期”の内容に該当するもので、本市が力を入れる部分については、「重点戦略」に位置付ける。

図：環境都市像の提示方法のイメージ図

